平成２５年（フ）第４３１４号
東京都足立区青井３丁目３－８　カーサ・ミーアＡ棟202
債務者　平山　直之
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３１７号
東京都板橋区高島平７丁目４－10　アーバン高島平Ｂ棟206
債務者　中江まどか
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３２８号
東京都足立区中央本町２丁目20－15－306
債務者　西岡　　翼（旧姓勝又・大羽）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３０号
東京都墨田区押上１丁目48－14－302
債務者　高森　舞子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３３号
東京都江戸川区東葛西１丁目28－11－203
債務者　藤原　和恵
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３４号
東京都八王子市戸吹町155－１－103
債務者　渡邉　大志
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４３３５号
神奈川県綾瀬市上土棚北２丁目８－７
債務者　万開　祐治
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１９１号
静岡市駿河区丸子新田498番地の５ベルフォーレ202号
債務者　勝池柚里子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３３号
岡山市中区門田文化町２丁目５番15号
債務者　國岡　宏子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月９日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４２号
熊本県八代市本町３丁目６番６号　402
債務者　松岡　雄二
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第４３号
熊本県八代市本町３丁目６番６号　402
債務者　松岡　順子（旧姓時岡）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月26日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２５年（フ）第１４号
熊本県球磨郡錦町大字一武2040番地６
債務者　早田三枝子（旧姓梯）
1　決定年月日時　平成25年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月28日午後１時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２５年（フ）第１３２号
川崎市川崎区浜町１丁目13番15－405号　ダイアパレス川崎
債務者　須田美和子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第４２２５号
東京都足立区大谷田３丁目２－17－304
債務者　和泉　光代
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２３６号
埼玉県幸手市栄３－15－308
債務者　山田　美幸
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９９号
東京都練馬区桜台６丁目18－30－101
債務者　大向　久則
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月２日午前10時
東京地方裁判所民事第20部